

函館市電気用品安全法事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、電気用品安全法（昭和36年11月16日法律第234号。以下「法」という。）第55条の2の規定に基づき、函館市が処理することができるものとされた事務の実施について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(処理する事務)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務について処理するものとする。

(1) 法第45条第1項の規定により、電気用品の販売の事業を行う者（以下「販売事業者」という。）に対し、その事業に関し報告をさせること。

(2) 法第46条第1項の規定により、職員に販売事業者の事務所、事業所、店舗または倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、または関係者に質問させること。

(3) 法第46条の2の規定により、電気用品の所有者または占有者に対し、これを提出すべきことを命じること。

(報告の徴収)

第3条 市長は、前条第1号の規定により、販売事業者から報告を徴収することができる。

2 報告をさせることができる事項は、電気用品安全法施行令（昭和37年8月14日政令第324号。以下「令」という。）第3条第2項の規定により、その販売に係る電気用品の種類、数量、保管または販売の場所、購入先および主たる販売先に関する事項その他当該電気用品の販売の業務に関する事項とする。

3 報告の徴収は、その必要とする理由を付した文書により行うものとする。

4 報告の徴収を行った場合は、令第5条第2項の規定により、遅滞なく、電気用品安全法施行規則（昭和37年10月1日通商産業省令第113号。以下「規則」という。）様式第19による報告徴収の実施

報告書を、知事を経由して経済産業大臣に提出するものとする。

(立入検査)

第4条 市長は、職員のうちから第2条第2項に規定する立入検査または質問を行う事務（以下「立入検査」という。）に従事する者（以下「検査員」という。）を定めて、法第46条第3項の規定により、規則様式第15による身分を示す証明書（以下「立入検査証」という。）を交付するものとする。

2 市長は、毎年度当初に、当該年度において重点的に立入検査を行う電気用品および販売事業者を決定し、立入検査計画を策定するものとし、これに従って立入検査等を実施する。ただし、市長が必要と認めた場合は、その都度立入検査を実施するものとする。

3 立入検査計画を策定した場合は、様式1の販売事業者立入検査計画により、毎年4月30日までに、北海道を経由して経済産業局長に提出するものとする。

4 検査員は、立入検査に際し立入検査証を携行し、要求の有無にかかわらず関係者に提示しなければならない。

5 立入検査すべき対象は、販売事業者が販売または販売の目的で陳列している電気用品、帳簿、書類その他の物件とする。

6 立入検査は、法第10条に規定する表示に係る確認を基本とし、次の各号に重点をおいて実施するものとする。

(1) 表示を付していない電気用品の販売または陳列の有無。

(2) 電気用品に付されている表示の不適合の有無。

(3) 必要に応じて法令の概要等を配付し、法令の趣旨の周知徹底を図ること。

7 電気用品の技術基準に係る表示については、可能な範囲で不適合があるか、またはその他の違反がないか確認するものとする。

8 立入検査の結果、法第10条に規定する表示に係る不適合電気用品の販売または陳列が確認された場合、技術基準上の表示に係る不適合電気用品またはその他の違反電気用品であることを知りながら販売または陳列を行っていたことが確認された場合には、次の1号から6号

までを実施するものとする。また、技術基準上の表示に係る不適合電気用品またはその他の違反電気用品であることを知らずに販売または陳列を行っていたことが確認された場合には、次の1号、3号および5号を実施するものとする。

(1) 販売停止指導 直ちに当該電気用品の販売または陳列を停止させること。

(2) 再発防止指導 今後そのような電気用品を販売し、または陳列してはならない旨を指導すること。

(3) 質問 販売事業者に質問を行い、違反電気用品の販売または陳列に至った経緯、当該電気用品の製造事業者および販売経路等をできる限り確認すること。

(4) 立入検査結果通知書の発行等 様式2の立入検査結果通知書を、販売事業者立会いのうえ、その場で記入発行し、後日、様式3の改善報告書の提出を受けること。

(5) 報告書の提出 規則第47条4項の規定により、立入検査終了後直ちに、規則様式第21による法令に違反する電気用品の報告書を、知事を経由して経済産業大臣に提出すること。

(6) 立入検査結果通知書および改善報告書の写しの提出 4号の改善報告書の提出を受けた後、速やかに立入検査結果通知書および改善報告書の写しを、知事を経由して経済産業局長に提出すること。なお、本措置の実施が困難な場合は、直ちに経済産業局にその旨を連絡し、協議すること。

9 立入検査を実施した場合、販売事業者ごとに様式4の立入検査実施調書を作成し、保存するものとする。

10 立入検査実施結果については、令第5条第2項の規定により、その年度中の立入検査等の結果を取りまとめて翌年度の4月30日までに、規則様式第20による立入検査実施状況報告書を、知事を経由して経済産業大臣に提出するものとする。

(電気用品の提出命令)

第5条 市長は、前条の規定による立入検査等を実施した場合において、

その所在の場所において検査させることが著しく困難であると認められる電気用品があったときは、第2条第3項の規定により、その所有者または占有者に対し、当該電気用品の提出を命ずることができる。

2 市長は、電気用品の提出を命じたときは、その命令によって生じた損失を所有者または占有者に補償しなければならない。

3 電気用品の提出を命じた場合には、令第5条第2項の規定により、遅滞なく、規則様式第22による電気用品提出命令の実施報告書を、知事を経由して経済産業大臣に提出するものとする。

(実施細則)

第6条 この要領に定めるもののほか、法に係る事務の実施に必要な事項は、市長が定めることができる。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

3 この要領は、令和4年4月1日から施行する。